

法令および定款に基づく インターネット開示事項

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

「連結貸借対照表」

「連結損益計算書」

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

「貸借対照表」

「損益計算書」

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

「連結計算書類に係る会計監査報告書」

「計算書類に係る会計監査報告書」

「監査等委員会の監査報告書」

第72期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

MUTOHホールディングス株式会社

法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://www.mutoh-hd.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況（2021年3月31日現在）

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての基本方針は、以下のとおりであります。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令・定款および「取締役会規程」その他の社内規程等に従い重要事項を決定するものとし、取締役の職務の執行を監督する。
 - ② 監査等委員取締役は、監査等委員会が定めた監査方針、監査等委員会規程その他の方針に基づき、取締役会の議決権行使、取締役の業務執行状況の監査および必要な調査を行う。
 - ③ 取締役社長は、当社および子会社（以下「MUTOHグループ」という）が共有すべきルールや考え方の基礎となる「MUTOHグループ行動規範」を策定し、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。
 - ④ 取締役社長は、MUTOHグループ役職員の重大な法令・定款・その他社内規程等の違反に関する調査・予防・是正・再発防止等必要な対策を講じるため、コンプライアンス推進委員会を設置しその活動を推進する。
 - ⑤ 第三者機関を情報提供先とする内部通報制度の利用を促進し、MUTOHグループ全体の法令・定款・その他規程等の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、その他事業運営上の重要事項に関する決裁書類などの取締役の職務の執行に必要な文書は、取締役全員が常時閲覧することができるよう、検索可能性の高い方法で保存・管理する。
 - ② 取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類その他関連資料については、法令および文書管理規程に基づき、適切に作成・保存・管理する。
 - ③ 取り扱う情報が企業秘密に該当する場合は、「機密情報管理規程」に基づき、機密性の程度に応じて適切に管理する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 経営に関して生じる様々なリスクに対処するため、「リスク管理推進規程」を策定し、MUTOHグループが一貫した方針の下、効果的かつ総合的に実施する。
 - ② リスクは、その危険の程度に応じた適切な対応責任者を直ちに決定し、対策を講じる。そのリスクが経営に重大な影響を及ぼす可能性がある場合は、取締役社長直轄の対策本部を設置して対策を講じる。

- ③取締役および使用人は、担当職務に関するリスクの把握・洗い出しに努め、優先的に対応すべきリスク選定をした上で、適切な対策を講じる。
- ④コンプライアンス推進委員会は、リスク管理推進規程、対策マニュアル等の整備に努め、M U T O Hグループの周知・啓発を継続して実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、定款に基づき、取締役会で重要な職務執行の権限を取締役に委任するときは、委任する者と権限の範囲を定め、迅速な経営執行を行う。
- ②取締役は、法令・定款・社内規程等に定める取締役会決議事項を除き、経営会議その他必要な構成員との検討を経てその職務を遂行する。
- ③取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告する。
- ④取締役の職務の執行の効率性を確保するために、合理的な職務分掌、権限規程等を整備する。

(5) M U T O Hグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①M U T O Hグループ全体の事業シナジー効果を生み出すため、グループ横断的な情報交換・人事交流を積極的に推進し、連携強化に努める。
- ②M U T O Hグループにおける経営の健全性・業務の適正の確保のため必要な場合、子会社の事業運営に関する重要な決定について、当社の承認を必要とするほか、特に重要なものは当社の取締役会・経営会議の審議を行う。

(6) 子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社の実施する施策・巨額の物資購入等の実行には、稟議により各子会社ごとの決裁を行うと同時に、当社取締役に対する事前報告を行い、必要がある場合は当社の取締役会・経営会議等で承認した上で実行する。

(7) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①子会社は、当社の定める「リスク管理推進規程」に準じてリスクの洗い出し・管理を行い、子会社特有のリスクがある場合は、当社取締役社長またはコンプライアンス推進委員会に報告する。
- ②当社の主管部門は、子会社がその業務の適正または効率的な執行を阻害するリスクの洗い出し・ルール策定の指導および支援を行う。

- (8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、MUTOHグループ全体の中期経営計画を策定し、子会社の経営目標を明確にする。
 - ② 当社は、子会社の事業計画等の重要事項について事前協議を要するものとし、必要に応じて当社取締役が子会社の取締役会に出席し意見を述べた上で決議することにより、MUTOHグループの統制を図りつつ子会社の職務執行の効率性を確保する。
- (9) 子会社の取締役および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社は、子会社の取締役等に対し「MUTOHグループ行動規範」を遵守するよう継続的に周知・啓発を行う。
 - ② 子会社の施策・事業遂行において、検討段階で当社取締役が積極的に意見を述べることで、子会社の取締役等の業務の適正を確保する。
 - ③ 内部通報制度の利用対象に子会社を含むことにより、子会社の取締役等の法令・定款・その他規程等の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- (10) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する体制ならびに当該使用人等の取締役からの独立性および当該使用人等に対する指示の実効性の確保に関する体制
- ① 監査等委員会が補助使用人の設置を求めたときは、補助使用人の人数および地位について監査等委員会の意見を尊重し、十分協議した上で、補助使用人または補助機関等を設置する。
 - ② 補助使用人を設置したときは、補助使用人に対する指揮命令、報酬および人事異動について、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
 - ③ 補助使用人は、監査等委員会より職務に関する指示を受けた場合は、当該指示された業務を他の業務に優先して遂行するとともに、監査等委員である取締役以外の取締役の指示・命令を受けない。
- (11) MUTOHグループの取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制
- ① MUTOHグループの取締役および使用人は、監査等委員会に対して、法令または定款に違反する事項に加え、MUTOHグループに重大な影響を及ぼす事項ならびに内部監査の実施状況その他の事項を報告する。
 - ② MUTOHグループの取締役および使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかにこれを報告する。

- ③当社は、監査等委員会から子会社の取締役等に対し、その職務の執行状況その他に関する報告の求めがあったときは、子会社の取締役等に報告を行うよう指導する。
- (12) 監査等委員会へ報告をした者が、報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、MU T O Hグループの取締役および使用人が、監査等委員会に対し職務の執行状況その他に関する報告を行ったこと、「コンプライアンス通報」を利用したこと、その他監査等委員会の求めに応じて報告したことを理由として、一切不利な取扱いを行わない。
- (13) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①各監査等委員は、その職務のために必要な場合は、社内外において開催される会議に参加することができる。
 - ②重要な決裁書類等は、監査等委員の閲覧に供する。
 - ③監査等委員会の監査および監査等委員の職務の執行のために合理的な費用の支払を求められたときは、これに応じる。
- (14) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ①財務報告の適正性および信頼性を確保するため、金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効性と適切な提出を行うため内部統制システムの構築および改善に努める。
 - ②内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するために、内部統制の年間スケジュール・必要項目の洗い出し・関連帳票類の収集を行い、統制状況の業務プロセス等の継続的な記録および把握を通じて、内部統制システムの評価・改善を行う。
 - ③MU T O Hグループの内部統制システムの評価・改善結果は、定期的に取り締役会に報告する。
- (15) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方および整備状況
- ①社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、その関係を断絶するため、会社を挙げて毅然とした姿勢で対応する。
 - ②反社会的勢力との関係断絶に係る主管部門を定め、基本方針・規程を定め、その徹底を図る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度に実施した業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当事業年度は、取締役会を22回（うち書面決議13回）開催し、取締役会規程に基づく決議事項の決議および報告のほか、当社グループ全体の経営に関する重要事項（事業戦略、資本政策、人事戦略など）について審議・報告を行いました。

(2) コンプライアンス体制

①コンプライアンス推進規程に基づきコンプライアンス推進委員会を1回開催し、内部通報制度の運用状況、コンプライアンス違反防止の取り組みの報告を行いました。

内部通報制度においては、当社および海外を含むグループ各社の全役職員を通報者とし、直接社内事務局へ通報する社内通報制度と、監査等委員または外部弁護士を窓口とする外部通報制度により、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。当事業年度中における社内通報・外部通報はありません。

②下記(3)のリスク管理によるコンプライアンスの推進を図り、新人、新任主事および新任管理者へのコンプライアンス研修、個人情報の取扱いおよびITセキュリティ管理に関する研修、適正な下請取引に関する研修を行い、また、当社グループ会社役員を対象とするガバナンス・内部統制に関する研修を行いました。

③毎月、全役職員へ「コンプライアンス通信」を配信し、MUTOHグループ行動規範の規定と日常のコンプライアンス違反事例とを関連付け、コンプライアンス意識の強化に努めております。

④当事業年度では、社内の許認可・届出事項の明確化と定期的な見直しを開始いたしました。また、法令の制改定情報を担当部門に配信し法令遵守を強化するとともに、次年度に施行される主要な法令の制改定情報を年1回全従業員向けに配信し社内周知を図る取り組みを開始しました。

(3) リスク管理体制

①当事業年度は、リスク管理推進規程に基づきリスク管理委員会を2回開催し、当社グループが抱えるリスクの洗い出し、評価と対策状況、ならびに事業年度中に生じたリスクや顕在化事例と対策状況をまとめたリスクテーブルを見直し、報告を行いました。

- ②新型コロナウイルスの感染リスクについては、昨年度に引き続き従業員の健康状態の把握・感染予防対策の立案・実行を迅速に遂行いたしました。具体的には、国内外出張の禁止、在宅勤務や時差出勤の実施、ウェブ会議システムの積極的活用、従業員が出社する際は事前の出社日の報告とマスク着用・手洗い・うがい・アルコール手指消毒の徹底などを継続的に実施いたしました。

(4) グループ会社管理

MUTOHグループ管理規程に基づく事前の承認・報告を実施するほか、毎月定例の事業報告会に当社取締役が出席し、事業の状況について報告を受け、方針決定をするなど、グループ各社の管理に努めました。

(5) 監査体制

- ①監査等委員会を16回開催したほか、常勤監査等委員を通じて子会社を含む業務執行取締役と適宜会合を持ち、経営課題、監査等委員監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。
- ②常勤監査等委員は、取締役会のほか、経営幹部が出席する重要会議に出席し、業務執行の状況について直接聴取を行い、監査機能の強化および向上を図っていることに加え、監査法人や内部監査室と連携した監査、当社グループの全部署の内部監査の状況の確認を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監査する体制を整備しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	15,336	流 動 負 債	3,553
現 金 及 び 預 金	8,301	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,063
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	3,011	電 子 記 録 債 務	862
商 品 及 び 製 品	2,442	未 払 金	369
仕 掛 品	50	未 払 法 人 税 等	107
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	993	賞 与 引 当 金	155
そ の 他	580	製 品 保 証 引 当 金	107
貸 倒 引 当 金	△43	そ の 他	887
固 定 資 産	9,886	固 定 負 債	1,400
有 形 固 定 資 産	3,455	繰 延 税 金 負 債	169
建 物 及 び 構 築 物	1,690	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,043
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	54	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	6
工 具 、 器 具 及 び 備 品	37	そ の 他	181
土 地	1,641	負 債 合 計	4,954
リ ー ス 資 産	30	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	75	株 主 資 本	21,381
そ の 他	75	資 本 金	10,199
投 資 そ の 他 の 資 産	6,355	資 本 剰 余 金	3,058
投 資 有 価 証 券	5,721	利 益 剰 余 金	9,432
差 入 保 証 金	34	自 己 株 式	△1,309
退 職 給 付 に 係 る 資 産	389	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△1,872
繰 延 税 金 資 産	209	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	41
そ の 他	4	為 替 換 算 調 整 勘 定	△1,780
貸 倒 引 当 金	△3	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△133
資 産 合 計	25,222	非 支 配 株 主 持 分	759
		純 資 産 合 計	20,268
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	25,222

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高	14,151		
売上原価	9,873		
営業利益	4,278		
販売費及び一般管理費	4,842		
営業外収益	△564		
受取利息	47		
受取配当金	8		
受取成金収入	165		
為替差益	22		
持分法による投資利益	25		
その他	16		284
営業外費用			
支払利息	5		
売上割引	1		
遊休資産費用	4		
その他	0		12
経常損失	△291		
特別利益			
固定資産売却益	27		
投資有価証券売却益	25		52
特別損失			
固定資産売却損	0		
固定資産廃棄損	6		
投資有価証券売却損	0		
減損損失	731		
特別退職金	78		
その他	17		833
税金等調整前当期純損失	△1,071		
法人税、住民税及び事業税	81		
法人税等調整額	△26		55
当期純損失			△1,127
非支配株主に帰属する当期純利益			72
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,200

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2020年4月1日残高	10,199	3,064	10,792	△1,323	22,732
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△159		△159
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,200		△1,200
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△6		14	8
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△6	△1,359	14	△1,351
2021年3月31日残高	10,199	3,058	9,432	△1,309	21,381

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
2020年4月1日残高	△98	△1,988	△259	△2,346	726	21,113
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△159
親会社株主に帰属する当期純損失						△1,200
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						8
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	140	207	125	474	32	506
連結会計年度中の変動額合計	140	207	125	474	32	△845
2021年3月31日残高	41	△1,780	△133	△1,872	759	20,268

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 13社

会社名 ムトーアメリカ社、ムトーヨーロッパ社、ムトードイツ社、ムトーノースヨーロッパ社、
武藤工業(株)、(株)ムトーエンタープライズ、ムトーアイテックス(株)、ムトーオーストラリア
社、他5社

連結の範囲の変更 当連結会計年度において、(株)ムトーフィギュアワールドは清算したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称 (株)ムトーエンジニアリング

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

会社名 (株)セコニック

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の数 1社

会社名 (株)ムトーエンジニアリング

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるものは、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による。）を採用しております。

時価のないものは、移動平均法による原価法を採用しております。

(ロ) デリバティブ
時価法を採用しております。

(ハ) たな卸資産

国内連結子会社は主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を、在外連結子会社は主として先入先出法による低価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産(リース資産を除く)

当社および国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物および構築物	3～50年
機械装置および運搬具	4～11年
工具、器具および備品	2～8年

(ロ) 無形固定資産(リース資産を除く)

①市場販売目的ソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間(3年以内)に基づく均等配分額とのいずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

②自社利用ソフトウェア

社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法を採用しております。

(ハ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、当社および国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しており、在外連結子会社については、特定の債権について個別に見積った貸倒見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

(ハ) 製品保証引当金

製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、一部の連結子会社は、過去の実績等に基づく将来の保証見込額を計上しております。

(二) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、一部の国内連結子会社は、会社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当社および一部の連結子会社は、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として7年）による按分額をそれぞれ発生の日連結会計年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産・負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益・費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

当社および連結子会社は繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引

(ハ) ヘッジ方針

為替変動によるリスクを軽減し、キャッシュ・フローを安定化させることを目的としております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損（情報画像関連機器（アジア）事業の製造設備）

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

情報画像関連機器（アジア）事業の製造設備の減損損失	250百万円
固定資産の合計額	700百万円

2. 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当連結会計年度において、情報画像関連機器（アジア）事業の製造設備について、収益性の低下により回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は主に不動産鑑定評価によっております。

不動産鑑定評価額が低下するなど回収可能価額が変動した場合、翌期の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更に関する注記)

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「支払手形及び買掛金」に含めていた「電子記録債務」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の「支払手形及び買掛金」に含めていた「電子記録債務」は332百万円であります。

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の「助成金収入」は1百万円であります。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(追加情報)

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて）

緊急事態宣言が再発出されるなど収束の兆しは見えず、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、当該影響が少なくとも翌連結会計年度の上半期にわたって続くものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性および固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 10,043百万円 |
| 2. 担保に供している資産 | |
| 売掛金 | 80百万円 |
| 上記売掛金について、その他流動負債21百万円の担保に供しております。 | |
| 3. 保証債務 | |
| (リース契約保証) | 1百万円 |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- | | |
|--|------------------|
| 1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数 | |
| 普通株式 | 5,054千株 |
| 2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項 | |
| 決議 | 2020年6月25日定時株主総会 |
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 配当金の総額 | 159百万円 |
| 1株当たり配当額 | 35円00銭 |
| 基準日 | 2020年3月31日 |
| 効力発生日 | 2020年6月26日 |
| 3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの | |
| 決議予定 | 2021年6月25日定時株主総会 |
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 配当金の総額 | 136百万円 |
| 1株当たり配当額 | 30円00銭 |
| 基準日 | 2021年3月31日 |
| 効力発生日 | 2021年6月28日 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的、中長期的運用ともに、安全性の高い金融商品で運用しております。

受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は主として株式、債券であり、上場株式については、月ごとに時価の把握を行っております。また、債券については格付の高い債券のみを対象としており、信用リスクは僅少であります。

支払手形および買掛金、並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
①現金および預金	8,301	8,301	—
②受取手形および売掛金 貸倒引当金（※1）	3,011 △43		
	2,968	2,968	—
③投資有価証券 其他有価証券	4,468	4,468	—
資 産 計	15,738	15,738	—
①支払手形および買掛金	1,063	1,063	—
②電子記録債務	862	862	—
負 債 計	1,925	1,925	—
デリバティブ取引(※2)	(53)	(53)	—

(※1) 受取手形および売掛金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

①現金および預金、並びに②受取手形および売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

①支払手形および買掛金、並びに②電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額8百万円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、「資産 ③投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルを所有しております。なお、国内の賃貸オフィスビルの一部については、当社および一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
賃貸等不動産	171	159
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	2,006	6,594

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 4,283円46銭 |
| 2. 1株当たりの当期純損失 | △263円62銭 |

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	3,534	流 動 負 債	147
現 金 及 び 預 金	3,381	買 掛 金	6
売 掛 金	2	未 払 金	82
前 払 費 用	19	未 払 法 人 税 等	20
未 収 入 金	86	前 受 金	28
そ の 他	44	預 り 金	2
		賞 与 引 当 金	6
		そ の 他	1
固 定 資 産	13,606	固 定 負 債	132
有 形 固 定 資 産	1,754	繰 延 税 金 負 債	19
建 物	1,068	退 職 給 付 引 当 金	34
工 具 、 器 具 及 び 備 品	7	受 入 保 証 金	61
土 地	672	そ の 他	16
そ の 他	5	負 債 合 計	279
無 形 固 定 資 産	0	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	0	株 主 資 本	16,872
投 資 そ の 他 の 資 産	11,852	資 本 金	10,199
投 資 有 価 証 券	4,233	資 本 剰 余 金	3,058
関 係 会 社 株 式	7,552	資 本 準 備 金	2,549
前 払 年 金 費 用	62	そ の 他 資 本 剰 余 金	508
差 入 保 証 金	3	利 益 剰 余 金	4,924
そ の 他	0	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,924
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,924
		自 己 株 式	△1,308
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△11
		その他有価証券評価差額金	△11
資 産 合 計	17,141	純 資 産 合 計	16,861
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	17,141

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			825
売 上 原 価			256
売 上 総 利 益			569
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			592
営 業 損 失			△22
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	0		
有 価 証 券 利 息	36		
受 取 保 険 金	0		
受 取 配 当 金	9		
助 成 金 収 入	2		
為 替 差 益 他	2		
そ の 他	4		55
営 業 外 費 用			
遊 休 資 産 費 用 他	4		
そ の 他	0		4
経 常 利 益			29
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	26		
投 資 有 価 証 券 売 却 益 他	4		
そ の 他	0		31
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損	0		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	0		
減 損 損 失 他	477		
そ の 他	10		487
税 引 前 当 期 純 損 失			△427
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1		
法 人 税 等 調 整 額	△2		△0
当 期 純 損 失			△426

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 上 剰 余 金		
2 0 2 0 年 4 月 1 日 残 高	10,199	2,549	514	5,509	△1,322	17,450
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				△159		△159
当 期 純 損 失				△426		△426
自 己 株 式 の 取 得					△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			△6		14	8
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)						
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	－	△6	△585	14	△577
2 0 2 1 年 3 月 3 1 日 残 高	10,199	2,549	508	4,924	△1,308	16,872

	評 価 ・ 換 算 差 額	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
2 0 2 0 年 4 月 1 日 残 高	△79	17,370
事 業 年 度 中 の 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△159
当 期 純 損 失		△426
自 己 株 式 の 取 得		△0
自 己 株 式 の 処 分		8
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	68	68
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	68	△509
2 0 2 1 年 3 月 3 1 日 残 高	△11	16,861

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準および評価方法

(イ) 有価証券

①子会社株式および関連会社株式は、移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券のうち、時価のあるものは、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による。）を採用しております。
時価のないものは、移動平均法による原価法を採用しております。

(ロ) デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物

3～50年

(ロ) 無形固定資産

自社利用ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(ハ) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（7年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,983百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務（独立掲記しているものを除く）

短期金銭債権 14百万円

短期金銭債務 1百万円

長期金銭債務 10百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

687百万円

その他の営業取引

60百万円

営業取引以外の取引による取引高

8百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式

500千株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
投資有価証券評価損		5百万円
関係会社株式		2,534百万円
固定資産減損損失		120百万円
繰越欠損金		1,150百万円
その他		21百万円
繰延税金資産小計		3,833百万円
評価性引当額		△3,833百万円
繰延税金資産合計		－百万円
繰延税金負債		
前払年金費用		△19百万円
繰延税金負債合計		△19百万円
繰延税金負債の純額		△19百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

(１) 親会社および法人主要株主等

該当会社であるＴＣＳホールディングス(株)については、「(２) 役員および個人主要株主等」に記載しております。

(２) 役員および個人主要株主等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	資 本 金	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 係 の 内 容		取引の内容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
				役員の 兼 務	事業上 の関係				
役員およびその 近親者が議決権 の過半数を所有 している会社等 (当該会社等の 子会社を含む)	ＴＣＳホールディ ングス(株)(注１)	100	被 所 有 直 接 29.3% 間 接 10.4%	2人 兼任	資 本 ・ 業務提携	業務提携料 (注２)	21	－	－
	コ ム シ ス (株)	100	被 所 有 直 接 0.7%	1人 兼任	不動産 の賃貸	不動産賃貸 (注３)	11	受入保証金	7
								前受収益	1
	ア ン ド ー ル (株)	501	被 所 有 直 接 0.6%	1人 兼任	不動産 の賃貸	不動産賃貸 (注３)	20	受入保証金	5
								前受収益	2

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	資 本 金	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 係 の 内 容		取引の内容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
				役員の 兼 務	事業上 の 関 係				
役員およびその 近親者が議決権 の過半数を所有 している会社等 (当該会社等の 子会社を含む)	(株) アイレックス	80	被 所 有 直 接 1 0 . 1 %	1人 兼任	不動産 の 賃 貸	不動産賃貸 (注 3)	26	受入保証金	6
								前受収益	2
	(株) テクノ・セブン	100	被 所 有 直 接 0 . 2 %	－	不動産 の 賃 貸	不動産賃貸 (注 3)	17	受入保証金	4
								前受収益	1

1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件および取引条件の決定方針等
- (注 1) 当社役員 高山芳之およびその近親者が議決権の100% (間接保有を含む) を保有しております。
- (注 2) 業務内容を勘案して、両社協議の上で決定しております。
- (注 3) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

(3) 子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	資 本 金	議 決 権 等 の 所 有 割 合	関 係 の 内 容		取引の内容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
				役員の 兼 務	事業上 の 関 係				
子会社	武 藤 工 業 (株)	350	所 有 直 接 1 0 0 %	有	経営 指導	不動産の賃貸 (注 1)	127	前受収益	11
						ソフトウェア使 用許諾 (注 1)	94	売掛金	2
						受取配当金 その他資本剰余 金を原資とした 配当金 (注 2)	48 502	－	－
	(株) ム ト ー エンタープライズ	100	所 有 直 接 1 0 0 %	有	経営 指導	受取配当金 (注 2)	240	－	－

1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件および取引条件の決定方針等
- (注 1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。
- (注 2) 受取配当金については、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき合理的に決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- (1) 1 株当たり純資産額 3,702円04銭
- (2) 1 株当たり当期純損失 △93円64銭

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

MUTOHホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 片岡直彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池田洋平 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、MUTOHホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MUTOHホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

MUTOHホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 片岡直彦 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池田洋平 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、MUTOHホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの第７２期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第３９９条の１３第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会規程における監査基準に準拠して、当期の監査方針・監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容を確認し、取締役及び使用人等の職務執行の状況、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。更に代表取締役と会合を持ち、監査上の課題等に関する意見及び情報の交換を行いました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けて、その主要な業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査に関しては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、協議を行うとともに監査結果の報告を受け、意見交換を行いました。更に、適宜に会計監査人と意思疎通を図り、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月27日

MUTOHホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 遠 藤 孝 一 ㊞

監 査 等 委 員 蓑 口 弘 典 ㊞

監 査 等 委 員 飛 田 博 ㊞

(注) 監査等委員蓑口弘典及び監査等委員飛田博は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上